

第2部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備：市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事業		年度	事業概要	事業内容
市	(1)推進体制の整備	①連携体制の整備 (生活安全室)	・施策を総合的に推進するための庁内連絡体制の確立を図る。	平成16年5月14日「安全で安心なまちづくり連絡協議会」設置。平成16年度：5回、平成17年度：4回開催、平成18年度：3回開催、平成19年度：5回開催予定
		②連絡網の整備 (生活安全室)	・市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するための連絡網の作成	安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実を図り、不審者の情報等を迅速かつ的確に提供する。 参考：平成17年度：12回、平成18年度：17回活用
		③関係機関との体制づくり (生活安全室)	・犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との体制整備	安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実及び各部署、関係機関等との連携の強化を図る。
		④交番の適正な配置 (生活安全室)	・防犯対策に配慮した交番の適正な配置について調整等を行う。	交番の適正な配置について、関係機関と協議を行っており、引き続き協議して行く。 参考：谷津交番：平成19年7月移設予定 大久保交番移設計画があり検討中
	(2)市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	①犯罪被害者の保護 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合に被害者の保護を図る。	特別・合同・通常パトロール実施の際に、被害者の保護に留意して行っている。
		②連絡体制の整備 (生活安全室)	・犯罪等の現場に遭遇した場合での警察等への通報などの連絡体制の整備	安全対策情報ネットワークの更なる活用と充実を図って行く。
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①保護者、地域、関係機関等との連携の充実(こども部、教育委員会)	・幼児・児童・生徒等の通学時の安全確保を図るため、積極的に情報発信すると共に連携の充実を図る。	・青少年センターから発信される不審者情報等を確実に公立及び私立の保育所・幼稚園、小・中学校及び放課後児童会に伝え、保護者に注意を促すよう指導する。 ・安全に関する情報は、警察署、県教育庁(葛南教育事務所)、近隣市教育委員会、本市青少年センター等と連携を図り、各学校(園)にリアルタイムで情報を伝える。また、全学校(園)で安全マップを作成し通学時の安全確保を図ると共に、PTA 等と連携して見回りや見守る体制を作る。
		②通学路周辺及び施設の安全点検(こども部、教育委員会)	・定期的に安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報の共有化を図る。	・施設職員による施設内及び施設周辺の見回りを定期的実施する。 ・放課後児童会において、緊急時通報赤色灯やサイレンの作動確認を年2回の避難訓練時に実施する。 学区通学路の改善要望を各学校(園)から提出してもらい、施設管理者等に報告し改善を図る。 ・全小学校においてスクールガードリーダーによる、学校施設内及び通学路の点検を行う。

2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進：地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり、地域防犯活動に取り組む。

年 度		事 業 概 要		事 業 内 容
事 業				
市	(1)地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (生活安全室)	・犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報を適宜、提供していく。	ケータイ緊急情報サービス「ならしの」及びホームページの更なる充実。 「安全活動掲示板」の活用の充実を図る。2ヶ月更新 (公民館7、図書館3、コミュニティ2、ゆうゆう館 計13施設) 平成19年6月から市内公立小・中学校23校へ掲示予定
		②防犯マップの作成 (生活安全室)	・全市を対象とした防犯マップを警察の協力を得て作成し、地域へ提供する。	平成18年度に防犯指導員により、地域安全マップ作製：127町会(51. 6%) 「安全活動掲示板」を年2回地域へ発行：10月、3月
		③地域防犯活動物資の貸与 (生活安全室)	・地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等を貸与する。	貸与物品の充実を図っている。 団体数：平成16年3月末24団体(21団体増) 平成17年3月末48団体(24団体増) 平成18年3月末84団体(36団体増) 平成19年5月25日現在87団体(3団体増)
		④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (生活安全室)	・地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。	防犯知識の向上を図るため、充実した啓発キャンペーン等を実施する。 市民まつり、市内7駅(10月の月間中)、消費生活展、駐輪場での防犯診断等で啓発チラシの配付
		⑤防犯パトロールカーによる支援 (生活安全室)	・地域で実施する、自主的な防犯パトロールへ防犯パトロールカーで参加し、拡充の支援を行う。	地域で行われる防犯パトロールに防犯パトロールカーでの参加支援の充実を図る。 平成16年度：15団体 平成17年度：24団体 平成18年度：46団体 平成19年度：16団体(5月22日現在) 参考：平成19年7月10日、夢まるふぁんど・ちばふるさと振興サポート事業により防犯パトロールカーが寄贈される。 「夢まるふぁんど委員会」(千葉県遊技業協同組合)
		⑥顕彰の実施 (生活安全室)	・防犯活動に顕著な者等へ顕彰の基準を設け、顕彰を行い、意識の高揚を図る。	平成19年度、顕彰基準を策定する。
	(2)高齢者等を対象とした対策の検討	①知識の普及・啓発活動 (生活安全室、保健福祉部)	・高齢者等の自宅への巡回を行う。	・平成19年度重点的に行う、あじさいクラブに対する出前講座の中で啓発する。 ・高齢者の訪問指導や介護保険の調査時に啓発活動を行う。 ・制度ボランティアの地区活動に併せて実施する。
		②相談窓口の充実 (保健福祉部、生活安全室)	・高齢者等に係る、消費生活・くらしの安全相談、福祉の各窓口における窓口相談の充実を図る。	・くらしの安全相談の充実を図る。 ・高齢者の健康や介護に関する相談窓口での対応の充実を図る。(地域包括支援センター、ヘルスステーション)
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	・各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の充実を図る。	高齢化、事業の変更等で近年辞退者が増え、平成18年1月末現在 891 軒まで減少したが、校長会等で増設を呼び掛けたところ、平成19年4月末現在 1,086 軒に増加した。また、「対応マニュアル」を配付し、子どもたちの緊急避難場所の及び犯罪発生を抑止力機能を高める。
		②「青少年健全育成協力店」の拡充 (教育委員会)	・終日成人が常駐する店舗の協力を得て、非行防止・危険回避及び地域の環境浄化活動の充実努める。	大型店舗の近隣への出店、事業主の高齢化や後継者不足等から事業を辞める店が多く、新規開拓は難しい。しかし、習志野郵便局を通し、市内の全郵便局に協力を依頼すると共に、公民館・図書館等の公共施設に呼び掛け協力を得ている。今後は、「子ども110番の家」と一本化を進めていく予定。

3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚：市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る。」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業		年度	事業概要	事業内容
市	(1) 知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (生活安全室)	・まちづくり会議、習志野市防犯協会、企業、商店等と犯罪情報を市民へ周知するなど、広報活動の強化と防犯意識の高揚を図る。	・啓発キャンペーンの実施：市民まつり、月間事業等 ・まちづくり出前講座の充実 ・安全活動掲示板の活用 ・ホームページの充実 等を図り、防犯意識の高揚を図る。
		②「安全で安心なまちづくり月間」の設定 (生活安全室)	・防犯施策が効果的に展開できるよう強化月間を設定する。	・各駅での啓発キャンペーンの実施 ・防犯研修会の開催：10月 6日(土) ・防犯講演会の開催：10月20日(土) ・合同パトロールの強化：毎週1回実施 ・特別防犯パトロールの強化：駅周辺の徒歩によるパトロール実施：10月26日(金) ・防犯診断の実施：市管理の駐輪場
		③広報活動の推進 (企画政策部、生活安全室)	・防犯施策、行事、犯罪情報等を適宜、広報、ホームページ、チラシ、ポスター、出前講座等を活用し、推進する。	・安全活動掲示板の活用 ・広報習志野による防犯活動団体の組織化の呼掛け等 ・ケータイメール及びホームページを活用した犯罪発生状況の提供 ・まちづくり出前講座等による啓発活動の実施 ・広報・ホームページ・テレビ広報・メールマガジン・携帯メール・一般報道機関等を通じて、安全・安心まちづくりの取り組みや「キラット・ジュニア防犯隊」の活動、犯罪情報、防犯に係る行事等を市民に提供し、防犯知識の普及啓発に努める。
		④市民まつりにおける啓発活動 (生活安全室)	・市民まつりに防犯コーナーを設け、チラシや防犯グッズ等を配布し、防犯意識の高揚を図る。	7月29日の市民まつりで防犯コーナーを設け、来場者の相談や「キラット・ジュニア防犯隊」による啓発活動(1,000部)、防犯意識クイズの実施及び隊旗を先頭にオープニングパレードへも参加する予定
		⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、生活安全室)	・従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を実施して、施設の整備等について協力依頼や支援施策を行う。	・本市の職員に対しては、連絡協議会を開催し、委員を通じて職員へ防犯についての知識の普及を図る。 ・商工会議所における所用車での防犯パトロールについて継続して協力依頼を行う。 ・企業団体等を通じ、防犯対策に対する啓発並びにパトロールの協力依頼を行う。
	(2) 人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (生活安全室)	・人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。	防犯パトロール団体意見交換会：6月3日(日) 防犯研修会：10月 6日(土)、 防犯講演会：10月20日(土) 「習志野市安全・安心防犯シンポジウム」：12月15日(土)を開催し、地域で実施される防犯活動のリーダーとなる人材の育成を図って行く。
		②防犯指導員等の育成 (生活安全室)	・防犯連絡所活性化や防犯指導員の育成を図ると共に制度の改善を推進する。また、連絡網の整備を行う。	・研修会・講演会等を開催し、育成を図る。 ・防犯指導員による地域安全マップの作製を引き続き今年度も行う。指導委員の連絡網については整備済み。
	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	・幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法等についての安全教育を計画的、継続的に実施する。	・毎月実施している避難訓練の中で、警察の協力・指導を仰ぎ、不審者侵入対策訓練を実施する。 ・放課後児童会の避難訓練は、統一した安全対策マニュアルと各児童会室避難経路に基づき年2回以上実施すると共に、指導員に対して、各学校の教頭と綿密に連携を図るよう指導する。 ・各学校(園)において、関係機関と連携の上で防災訓練を実施する。また不審者侵入対策等の防犯訓練も実施する。 ・各学校の特別活動における安全指導を計画的に行う。
		②青少年防犯ボランティアの育成 (生活安全室、教育委員会)	・市内小、中学校に呼びかけ、若い力を生かした、防犯活動を展開するボランティアの組織化を図る。	誕生して3年目を迎える「キラット・ジュニア防犯隊」の更なる拡充を図る。 平成17年度： 84名 平成18年度：119名 平成19年度：募集中であり、6月23日(土)誕生会開催

4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱、屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面（＝維持管理）が含まれた都市環境づくりを推進する。

事業		年度	事業概要	事業内容
市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、総務部)	・犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、スーパー防犯灯の整備についても関係機関へ要望する。	・スーパー防犯灯については、平成18年度、JR津田沼駅北口周辺に千葉県警により5基設置されたが、谷津、袖ヶ浦、秋津、香澄の埋立て地区にも設置要望があることから、引き続き千葉県警に設置要望を行う。 ・町会等から防犯灯の新設・付替要望を受け整備を図る。また、地区予算要望等を受け道路照明灯を設置する。
		②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	・自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。	市役所来場者の車両や公用車の盗難や車上狙い等を防止するため、警備員による巡回パトロールの実施及び防犯灯等の施設整備を行い管理強化を図って行く。
		③地下式や階層式の立体自転車等駐輪場の施設整備や管理強化 (都市整備部)	・防犯に配慮し、照明、カメラ等の施設整備や管理運営の強化を図る。	施設整備は、予算の範囲内で適宜実施する。また、管理の強化については、夜間巡回を適宜実施する。
		④公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	・情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的に実施する。	公園パトロール及び管理団体、管理業者との連携により防犯上好ましくない樹木の剪定・伐採を実施し防犯対策を図る。
		⑤公園における照明灯の整備 (環境部)	・照明灯の適切な整備を行う。	老朽化した照明灯の修繕及び照明灯周辺の樹木の剪定を行ない、明るい公園の確保に努める。
		⑥公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	・定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの消去、ごみの散乱防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。	遊具の破損、落書き等について、公園パトロール及び管理団体、管理業者との連携により、早期発見に努め、事故防止に努める。
		⑦防犯性を考慮した公共建物の整備 (総務部、教育委員会)	・防犯の観点から、死角をつくらない防犯性の高い施設整備を行う。	現庁舎では、防犯性の高い施設整備が困難であることから、警備員による巡回パトロールを強化を行う。
		⑧公共施設の防犯に考慮した計画・設計の指導 (都市整備部)	・防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として、整備を行う。	平成19年度については、公共施設等の計画・設計は無い。
		⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	・安全な環境を保持するため、雑草の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。	・庁舎周辺の安全な環境を保持するため、年3回の除草及び年1回の樹木の剪定を行う。 ・市有地(普通財産)にあつては、年2回(39ヶ所41.304㎡)除草する。 ・市有地の適正な維持管理に努めるため、境界確定地については、適宜、木柵設置工事を実施する。 ・開発行為等により、帰属を受けた集会施設用地にあつては、使用賃借契約により、借受人(地元町会)で維持管理を行う。
		⑩通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検 (教育委員会、都市整備部)	・死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。	月1回の定期パトロールの充実。
市	(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	⑪通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	・定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。	通学路要望・地区予算要望等の要望を受け施設整備を行う。また、定期パトロール、市民からの通報等により維持管理を図る。
		①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	・安全対策についてのマニュアルの作成、職員研修、児童・生徒の訓練等を行い管理体制の整備を図る。	・各学校(園)において、校(園)内の安全管理マニュアルを策定すると共に、不審者対応マニュアルによる訓練を実施する。 ・「緊急通報システム」を利用した、防犯訓練を安全対策マニュアルに基づき随時実施する。 ・放課後児童会共通安全対策マニュアルとして、「気象警報等発令時」「怪我・急病」「不審者侵入時」の対応マニュアルを作成してあるが、実態に合わせて随時見直すと共に、指導員研修等の機会に内容の確認を行い徹底を図る。

		②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども部、教育委員会)	・防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器を活用する。	・「緊急通報システム」を利用した、防犯訓練を安全対策マニュアルに基づき随時実施する。 ・全放課後児童会に赤色灯やサイレンを配備している。また、サイレン付き懐中電灯を2個常備している。これらの設備等が緊急時に確実に活用できるよう利用方法等を指導する。
		③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	・保、幼、小、中学校の出入口をできるだけ少ない箇所へ限定するなど、管理の徹底を図る。	・各保育所・幼稚園については、可能な限り出入口を1箇所限定している。また、保育所・幼稚園とも外部からの訪問者には必ず訪問記録簿を記入してもらい来訪者を把握している。 ・放課後児童会の出入口は、必ず2方向確保しており、不審者や失火に対応している。また、秋津・香澄児童会は、体育館の2階にあるため避難経路として非常階段を設けている。 ・校(園)内の安全点検及びスクールガードリーダーからの指導を受け、出入口における安全確保と不審者が侵入しにくい環境整備を行う。